様式第二十八(第11条関係)

新事業活動計画の認定申請書

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

□□□□大臣□□□□■殿

事業所管と規制所管が異なる省庁の場合、事業 所管大臣と規制所管大臣を記載する。 令和○○年○月○日

住所、事業者名、代表の役職名、 代表者名を記載する。

東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 株式会社 METI 代表取締役社長 経産 太郎

産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新事業活動の目標

「新事業活動」の要件の一つである事業の 新規性や、公序良俗を害するおそれのない ことを判断するための内容を記載する。

【記載のポイント】

新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情、及びそれにより目指す事業の方向性を記載する。

- (例) 当社は、○○製品の製造・販売を行ってきているが、この度、生産効率の向上を目指し、その製造設備の一部を更新することを計画している。その製造設備については、○年に○回、△△又は××の方法による検査が義務付けられているが、それらの検査方法では、設備の稼働停止期間が長期に及び、多大なコストを要するため、設備投資費用を回収できない。ついては、△△又は××の方法に代わり、□□の方法による検査を採用することを前提とし、早期に設備の更新を進め、生産効率の向上を通じて、○○製品の価格競争力強化を図りたい。
- 2. 新事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

産競法上のいずれの新規性の 要件を満たすかを記載する。

【記載のポイント】

「新商品の開発又は生産」、「新たな役務の開発又は提供」、「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」、「役務の新たな提供の方式の導入」「その他の新たな事業活動」のいずれに該当するのかを記載する。

また、新事業活動及びこれに関連する事業活動を行うことにより、生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由と、当該事業が実現した場合の新たな需要の獲得見込み(売上、シェア等)を記載する。

生産性の向上又は新たな需要の開拓が見込まれることを記載する。

(例)「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」に該当。

□□の方法による検査を採用するとの前提の下、令和○年○月に、○○製品の製造に係る◇◇設備の更新を行うことにより、令和○年○月以降、生産ライン当たりの生産台数/日の○%増加を実現する。

・△△の検査方法:稼働停止期間○ケ月、コスト○円・××の検査方法:稼働停止期間○ケ月、コスト○円・□□の検査方法:稼働停止期間○週間、コスト○円

3. 新事業活動の内容

申請者以外の事業関係者について は、申請者との関係も分かるように 記載する。

【記載のポイント】

次に示す項目の他、事業内容に係わる事項を具体的に記載する。

(1) 事業実施主体

申請者に限らず、新事業活動に関係するすべての者について、役割と名称を記載する。ただし、用 地保有者など、新事業活動との関係が希薄な事業者の記載は不要。

(例) 実施事業者:株式会社METI

検査結果の評価を行う者:

- ・国立大学法人〇〇大学〇〇研究センター(〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇)
- 株式会社○○研究所(△△県△△市△△ △-△-△)

事業全体の概要を記載した上で、事業の具体的な流れ や、商品の仕様などを記載する。

(2) 事業概要

事業全体の概要を記載する。

- ・特定の業への該当性を問う場合には、具体的な事業の流れを記載。
- ・業への該当性ではなく、商品が一定の基準を満たしているのかを確認する場合には、商品の仕様等を記載。
- いずれの場合も、記載事項は評価ではなく具体的な事実を記載し、客観的な記載を心懸ける。

可能であれば時系列順に事業の流れを記載する。

(例) ○○製品の製造について、工場の生産効率の向上を図るため、◇◇設備の一部更新 を行う。

○○県△△市に所在する○○工場において、◇◇設備を更新し、それが生産効率に与える影響を○年間にわたって検証する。生産台数や従業員の労働生産性について、更新前との比較を行い、その結果を評価した上で、設備更新の全国展開を検討していく。その際、◇◇設備に義務付けられている検査方法については、現行の○○法及び○○法施行規則において認められている△△又は××の方法に代わり、□□の方法による検査を採用する。□□の方法に使用する機器は、以下のとおりである。

<使用機器>

機器名:〇〇(本体重量〇〇kg/消費電力〇〇W/電源〇〇V) 特記事項:令和〇年〇月から〇〇国において、導入済み。

<関連商品例>○○○、 $\triangle \triangle \triangle$ 、 $\times \times \times$ 、 $\blacktriangle \blacktriangle$ 、など。

補足する写真・図表などがある場合は添付

(3) 新事業活動を実施する場所

【記載のポイント】

サービス提供場所、製造場所、対象エリア、などを記載。

- (例) ○○県△△市××○-○-○に所在する当社の○○工場 ○○工場において、○年間にわたり、□□の検査方法を採用しつつ◇◇設備 が生産効率に与える影響を検証し、その結果を評価した上で、その他の工場 についても、順次、◇◇設備を更新する予定。
- 4. 新事業活動の実施時期

【記載のポイント】

新事業活動のスケジュールを記載する。

事業所管省庁や規制所管省庁が対応するにあたって のスケジュール感を把握できるよう、いつ頃から事 業を開始する想定なのか記載する。

※既に実施している事業は、新事業特例制度の対象 外となる。

(例)

<事業スケジュール>

令和○年○月	○○工場の◇◇設備の更新工事の開始	
令和○年○月	工事終了、◇◇設備の稼働開始	
令和○年○月	□□の方法による検査(第 1 回)	
令和○年○月	□□の方法による検査(第2回)。	
令和○年○月	◇◇設備の導入が生産効率に与える影響等の検証・評価	
令和○年○月	事業総括及び◇◇設備更新の全国展開の検討	

5. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【記載のポイント】

(1) 必要な資金の額

どのように試算を行ったのか、過程がわかるよう、詳細に記載する。

(例) ◇◇の設備更新に当たり、以下の資金を想定。

	必要な資金	金額
設備工事	機器費(○○×○台)	〇円
	工事費	〇円
合計		ОН

(2)必要な人員体制とその見通し

必要となる人員数に加え、その体制整備の見通し(○月から○人雇用など)についても記載する。

- (例) 生産体制の強化に対応するため、◇◇設備が稼働する令和○年○月までに、新たに ○人の雇入れを行う予定。一方、□□の方法による検査については、現行の体制 (専任○人)で対応。
- 6. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容 【記載のポイント】
 - (1) 規制の特例措置の具体的内容

活用する規制の特例措置について、法令名及び条項を記載する。

(例)以下の規制の特例措置を活用。

○○を用いる設備の検査については、○○法施行規則第○条の規定により、△△又は××の方法に限られていたが、産業競争力強化法施行規則第○条(○○法施行規則第○条の特例措置)において、産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づく「新事業活動計画」の認定を受けた場合には、□□の方法も認められることとされた。

- (2) 規制の特例措置を活用するに当たって実施する安全性等を確保する措置内容 規制が求める安全性等を確保する措置の内容を記載する。
 - (例) □□の検査方法を採用するに当たっては、以下の措置を併せて講ずる。
 - ・△△又は××の検査方法では、○○、○○など○項目について、所定の数値を満たすことが求められているが、□□の検査方法では、△△又は××の検査方法では求められない、※※及び**の項目についても、追加的に確認を行うことにより、一層の安全性確保を目指す。
 - ・また、以上の検査結果については、第三者である○○大学○○研究センター及び株式会社○○研究所の評価を受け、◇◇設備の安全性確認に万全を期す。
 - ・さらに、新規導入する◇◇設備には、緊急停止機能を付加するとともに、その周囲 に、安全確保に係る○○の設備を設ける。

7. その他

【記載のポイント】

必須事項ではないが、1~6に記載できなかった内容を記載。

- (例1) この「新事業活動計画」に基づく事業実施を経て、令和○年○月に設備更新の全国 展開を行うまでに、○○法施行規則第○条において、△△又は××の方法に加え、 □□の方法が認められることを要望する。
- (例2) この「新事業活動計画」に基づく事業開始後、◇◇設備の導入が生産効率に与える 影響、 □□の方法による検査の確実性等の検証・評価に時間を要する不測の事態 が生じた場合には、産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき、計画の変更 について、認定を受けることを検討する。
- (例3) ○○国では、○○製品の製造設備について、既に、□□の方法による検査が認められている。当該方法を採用した結果、検査に特段の不都合が生じたという報告はなされていない。

(備考)

- 1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

- 1. 新事業活動の目標
 - 新事業活動に係る事業の目標(新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性)を要約的に記載する。
- 2. 新事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由 新事業活動を実施することにより、生産性の向上(資源生産性の向上を含む。)又は新 たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。
- 3. 新事業活動の内容
- (1) 新事業活動に係る事業の実施主体を記載する。
- (2) 新事業活動に係る事業の概要を記載する。
- (3) 新事業活動を行う場所の住所を記載する。
- 4. 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施する場合には、当該規制の特例措置 4 内容
- (1) 規制の特例措置の適用を受けて実施する事業活動の内容を要約的に記載する。
- (2) 規制の趣旨に照らし、規制の特例措置の適用条件として、上記(1)の事業活動と併せて実施することが必要な措置が政令又は主務省令により規定されている場合には、当該措置の内容を要約的に記載する。
- 5. 新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法には、円滑な実施が可能か否かについて判断する材料として、実施に必要となる資金の額及び想定される資金調達方法について記載する。